

千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領

令和4年4月1日最終改正

目次

第1 総則	- 1 -
1 通則	- 1 -
2 法の対象となる鳥獣	- 1 -
図1 野生鳥獣の区分の概要	- 2 -
3 鳥獣の捕獲等の禁止	- 3 -
表1 狩猟鳥獣の捕獲等の規制	- 4 -
表2 登録狩猟と許可捕獲の違い	- 4 -
4 捕獲等の目的	- 7 -
表3 捕獲等の目的	- 7 -
5 申請者の区分	- 7 -
(1) 法人	- 7 -
(2) 個人	- 8 -
6 捕獲等の許可申請に必要な書類	- 8 -
(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可申請書（県細則第1号様式）	- 8 -
(2) 従事者名簿（様式1）または申請者名簿（様式2）	- 8 -
(3) 捕獲等をしようとする事由を証する書面	- 8 -
(4) 図面等	- 9 -
(5) その他許可の判断に必要な書類	- 10 -
表4 捕獲許可申請に必要な書類	- 12 -
7 従事者証交付申請に必要な書類	- 13 -
(1) 従事者証交付申請書（県細則第2号様式）	- 13 -
(2) 従事者名簿（様式1）	- 13 -
(3) 安全対策チェックリスト（様式3-5 法人の従事者追加用）	- 13 -
8 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可申請に必要な書類	- 13 -
(1) 麻醉銃猟許可申請書（県細則第11号様式の2）	- 13 -
(2) 申請者名簿（様式5）	- 13 -
(3) その他許可の判断に必要な書類	- 13 -
9 申請内容の事前指導	- 13 -

10	許可申請に伴う処理	- 14 -
(1)	申請書の提出	- 14 -
(2)	申請書の補正	- 14 -
(3)	審査	- 14 -
(4)	標準処理期間	- 15 -
(5)	不許可処分等	- 15 -
(6)	許可後における内容の変更	- 15 -
(7)	許可後の処理	- 16 -
(8)	捕獲等又は採取等の実績等の報告	- 16 -
(9)	許可証・従事者証返納後の交付証明	- 16 -
図2	捕獲許可の流れ	- 17 -
11	捕獲等又は採取等の許可に当たっての留意事項	- 18 -
(1)	危険の予防等	- 18 -
(2)	適正捕獲の表示	- 18 -
(3)	銃器を使用した止めさし	- 19 -
(4)	銃猟の制限	- 19 -
(5)	実包を用いた銃器による追い払い	- 19 -
(6)	捕獲物又は採取物の処理	- 20 -
(7)	錯誤捕獲	- 21 -
(8)	法人に対する許可	- 21 -
(9)	その他	- 22 -
12	住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に当たっての留意事項	- 23 -
(1)	麻醉薬の使用	- 23 -
(2)	都道府県公安委員会の助言	- 23 -
(3)	捕獲した個体の処置	- 23 -
(4)	法第9条第1項の規定による捕獲等の許可との関係	- 23 -
(5)	法第37条の規定による危険猟法の許可との関係	- 23 -
(6)	その他	- 24 -

第2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準	- 25 -
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）	- 25 -
(1) 許可しない場合の基本的考え方	- 25 -
(2) 許可に当たっての条件の考え方	- 25 -
(3) わなの使用に当たっての許可基準	- 26 -
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	- 26 -
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	- 26 -
2 目的別の捕獲許可の基準	- 27 -
2-1 学術研究を目的とする場合	- 27 -
(1) 学術研究の目的	- 27 -
(2) 標識調査の目的（環境省足環を装着する場合）	- 29 -
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	- 30 -
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	- 30 -
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	- 30 -
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	- 31 -
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的	- 31 -
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	- 33 -
(別表) 鳥獣の種類別許可基準	- 38 -
2-4 その他特別の事由の場合	- 39 -
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	- 39 -
(2) 愛玩のための飼養の目的	- 39 -
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	- 39 -
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	- 40 -
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	- 40 -
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	- 40 -

第3 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に関する審査基準	- 41 -
1 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の考え方	- 41 -
(1) 目的.....	- 41 -
(2) 鳥獣の種類・数.....	- 41 -
(3) 期間.....	- 41 -
(4) 危害の防止.....	- 42 -
 附則.....	- 43 -
 様式1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿.....	- 44 -
様式2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿.....	- 44 -
様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (表面).....	- 45 -
様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (裏面).....	- 46 -
様式3-2 安全対策チェックリスト<個人用>.....	- 47 -
様式3-3 安全対策チェックリスト<猟犬を使用する場合>.....	- 48 -
様式3-4 安全対策チェックリスト<狩猟免許を持たない農林業者>.....	- 49 -
様式3-5 安全対策チェックリスト<法人の従事者追加用>.....	- 50 -
様式4 予察台帳.....	- 51 -
様式5 住居集合地域等における麻酔銃猟申請者名簿.....	- 52 -
様式6 鳥獣による被害の防止を目的とする捕獲許可申請に係る調査書.....	- 53 -
様式7 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書の交付申請書.....	- 54 -
様式8 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書.....	- 55 -
参考様式1 指示書.....	- 56 -
参考様式2 従事者台帳.....	- 57 -
 参考 捕獲許可の申請窓口.....	- 58 -

千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領

第1 総則

1 通則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可のうち千葉県知事の権限に属する許可及び法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関しては、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）、同法施行細則（平成15年千葉県規則第85号。以下「県細則」という。）及び第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（以下「13次計画」という。）の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。

なお、別途、方針等が定められている鳥獣については、この要領等のほか、方針等に定めるところによる。

2 法の対象となる鳥獣

鳥類又は哺乳類に属する野生動物【法第2条】

なお、下記の鳥獣は法の対象外となっている。

(1) 野生でないもの

(2) 環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣【法第80条、規則78条第1項】

⇒ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ

(3) 他の法令により捕獲等について適切な保護若しくは管理がなされている鳥獣【法第80条、規則78条第2項】

⇒ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴン以外の海棲哺乳類（下線の3種は希少鳥獣であり、捕獲等には環境大臣の許可が必要）。

「野生」の概念について

【平成30年5月29日付け環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知(抜粋)】

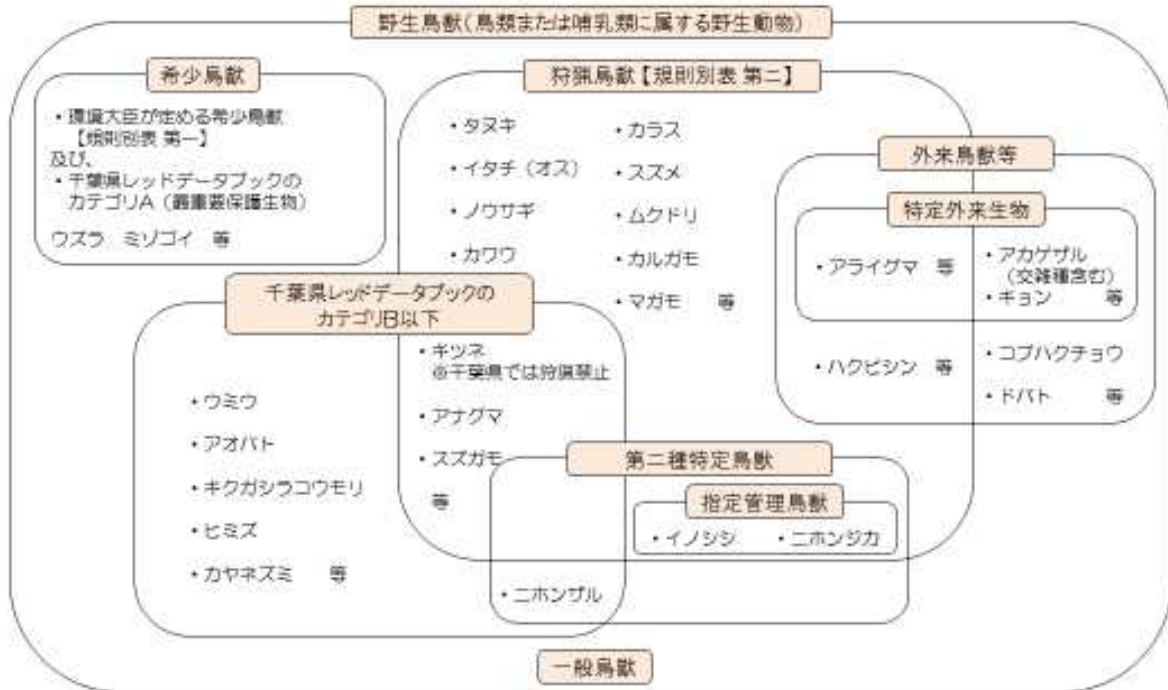
「野生」については、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態を指している。したがって、当該鳥獣が本来我が国において野生に生息していなかった鳥獣であっても、上のような状態にあれば本法の対象の鳥獣として扱うことになる。

飼い主の元を離れてはいても、市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は法の対象にはならない。

専ら人家、倉庫等の建物内や船舶内で人間活動に依存して生息しているネズミ類は法の対象外となる。

図1 野生鳥獣の区分の概要

※ 区分ごとの保護及び管理の考え方については、13 次計画第4の1を参照のこと。



(1) 希少鳥獣

法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるもの及び千葉県レッドデータブックのA最重要保護生物に分類される鳥獣

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第7項に基づき環境大臣が定める鳥獣

(3) 外来鳥獣等

我が国に過去あるいは現在において自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣のうち、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣

(4) 指定管理鳥獣

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めた鳥獣

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣

※ 第一種特定鳥獣（千葉県では指定なし）

県内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣であって、知事が当該鳥獣の保護に関する計画を定めた鳥獣

※ 第二種特定鳥獣

県内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、知事が当該鳥獣の管理に関する計画を定めた鳥獣

※ 特定外来生物（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）

外来生物であって、我が国にその本来の生息地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（生きているものに限る。）。

3 鳥獣の捕獲等の禁止

野生鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）及び鳥類の卵の採取又は損傷（以下「採取等」という。）は原則として禁止されている。【法第8条】

ただし、次の場合は捕獲等が認められる。

- (1) 許可を受けて捕獲等又は採取等をする場合【法第9条第1項】
- (2) 狩猟者登録をして狩猟鳥獣を捕獲する場合（登録狩猟）【法第11条第1項第1号、法第55条】
- (3) 狩猟期間中に、狩猟可能区域内で、法定猟法以外の方法かつ禁止されていない方法で狩猟鳥獣を捕獲する場合【法第11条第1項第2号イ】
なお、「農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する囲いわな」は法定猟法から除外されている【規則第2条第3項】
- (4) 狩猟期間中に、狩猟可能区域内の、垣・柵等で囲まれた住宅の敷地内において、銃器を使用しないでかつ禁止されていない方法で狩猟鳥獣を捕獲する場合【法第11条第1項第2号ロ】
- (5) ネズミ科全種、モグラ科全種を農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず捕獲する場合【法第13条第1項、規則第12条、第13条】
- (6) 都道府県知事又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合【法第14条の2第9項】
- (7) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく許可等を受けて捕獲する場合（※環境大臣の捕獲許可に係るものに限る）
【法第9条第14項】
- (8) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づく確認又は認定を受けて特定外来生物を捕獲する場合【外来生物法第12条、第18条第4項】

※（2）～（4）の場合、法第12条第1項及び第2項の狩猟鳥獣の捕獲禁止又は捕獲数量の制限等は受ける。

表1 狩猟鳥獣の捕獲等の規制

時 期	場 所	方 法	捕獲許可	狩猟免許
狩猟期間内	狩猟可能区域	法定猟法 (ただし、 禁止されていない方法)	登録狩猟の場合 は不要	登録狩猟の場合 は必要
		法定猟法以外 (ただし、 禁止されていない方法)	不要	登録狩猟でない 場合は原則必要 (網・わなにつ いては不要の場 合あり)
	狩猟可能区域 の、垣、柵等で 囲まれた住宅 の敷地内	銃器以外 (ただし、 禁止されて いない方法)		
	—	禁止されてい る方法		
	狩猟可能区域 以外	—		
狩猟期間外	—	—	原則必要 (不要な場合あり)	

表2 登録狩猟と許可捕獲の違い

区 分	登録狩猟	許可捕獲
目 的	—	学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理 その他環境省令で定める目的
対象鳥獣	狩猟鳥獣 48 種 (ひな、卵は対象外)	許可された種 (狩猟鳥獣以外の鳥獣、ひな、卵も対象となる)
数 量	法第 12 条第 1 項及び第 2 項による制限の範囲内	許可された数量
手続き	狩猟者登録	捕獲許可申請
資 格	狩猟免許を受けた者	原則、狩猟免許を受けた者
期 間	狩猟期間内	許可された期間
区 域	狩猟可能区域内	許可された区域 (狩猟可能区域以外も対象となる) ※法第 38 条で禁止されている住居集合地域等にお ける銃猟(麻醉銃猟を除く)は許可の対象外
方 法	法定猟法 (網猟・わな猟・銃猟) ※禁止猟法は不可	許可された方法 (法定猟法以外の猟法や禁止猟法も対象となる) ※住居集合地域等における麻醉銃猟による場合は、 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可も必要 ※危険猟法による場合は、環境大臣による危険猟法 の許可も必要

狩猟鳥獣【法第2条第7項、規則第3条、別表第二】

○ 獣類 20 種（令和4年4月1日現在）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

○ 鳥類 28 種（令和4年4月1日現在）

カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

※ 狩猟の対象に鳥類のひな及び卵は含まれない

※ 狩猟鳥獣であっても、期間を定めて捕獲が禁止されている種や捕獲数量が制限されている種がある（キツネ、ヤマドリ、キジ、キジバト等）

狩猟期間【法第2条第9項、第11条第2項、規則第9条】

千葉県内では、11月15日から翌年2月15日まで

狩猟禁止の区域【法第11条第1項、規則第7条第1項第7号】

- イ 鳥獣保護区
- ロ 休猟区
- ハ 公道
- ニ 自然公園法第21条第1項の国立公園又は国定公園の特別保護地区
- ホ 都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
- へ 自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域
- ト 社寺境内
- チ 墓地

※ロ及びへへの場所は千葉県内では指定がない。（令和4年4月1日現在）

上記以外の捕獲場所の制限

- ・指定猟法禁止区域【法第15条】
- ・特定猟具使用禁止区域【法第35条】
- ・特定猟具使用制限区域【法第35条】
 - ※千葉県内では指定がない（令和4年4月1日現在）
- ・住居集合地域等においては銃猟をしてはならない【法第38条第2項】
- ・垣、柵等で囲まれた土地又は作物のある土地において、捕獲等しようとする者は、あらかじめその土地の占有者の承諾を得なければならない【法第17条】

※千葉県内の、鳥獣保護区、指定猟法禁止区域及び特定猟具使用禁止区域の位置については”千葉県鳥獣保護区等位置図”を参照のこと。

法定猟具【規則第2条】

- 1 銃器 装薬銃及び空気銃
- 2 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- 3 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな（囲いわなにあっては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。）

禁止猟法【規則第10条第3項】

- 1 ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 2 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 3 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 4 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 5 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 6 空気散弾銃を使用する方法
- 7 同時に31以上のわなを使用する方法
- 8 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 9 イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 10 ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 11 つりばり又はとりもちを使用する方法
- 12 矢を使用する方法
- 13 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- 14 キジ笛を使用する方法
- 15 ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

※ 千葉県ではライフル銃は使用禁止としている。

使用禁止猟具【法第16条第1項、規則第17条】

かすみ網

危険猟法【法第36条、規則第45条】

爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法、据銃、陥穽その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法

4 捕獲等の目的

捕獲等の目的が、下記のいずれに該当するか明確にして許可する。

表3 捕獲等の目的

捕獲等又は採取等の目的	申請書の目的欄
学術研究	学術研究
① 学術研究	(〇〇調査)
② 標識調査(環境省足環を装着する場合)	(標識調査)
鳥獣の保護	鳥獣の保護
① 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	(第一種特定計画)
② 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	(行政事務)
③ 傷病により保護を要する鳥獣の保護	(傷病鳥獣)
鳥獣の管理	鳥獣の管理
① 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整	(数の調整)
② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止	(被害防止)
※ ②のうち、被害が発生する前に実施するもの(実施は、市町村等に限り)	(被害防止(予察))
その他環境省令で定める目的	
① 博物館、動物園その他これに類する施設における展示	
② 愛玩のための飼養 ※ 千葉県では許可しない	
③ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	
④ 鵜飼漁業への利用	
⑤ 伝統的な祭礼行事等への利用	
⑥ その他公益上の必要があると認められる目的	その他公益

※その他公益上の必要があると認められる目的

環境教育のための捕獲、狩猟者を育成するために捕獲手法を講習するための捕獲、公的な調査、環境影響評価のための調査に伴う捕獲、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲などが挙げられる。

5 申請者の区分

(1) 法人

ア 国及び地方公共団体

イ 指定法人(法第9条第8項の規定により環境大臣が定める法人)

指定法人：農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者(法第18条の2の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者)

ただし、認定を受けた種類の鳥獣及び猟法の申請に限る。

(2) 個人

(1)のアからウの法人以外は、会社等の業務として捕獲を行う場合であっても、申請者は個人とすること。

6 捕獲等の許可申請に必要な書類

(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可申請書（県細則第1号様式）

ア 法人の場合

申請者欄には、主たる事務所の所在地、法人の名称、法人の代表者の氏名、電話番号を記載すること。

イ 個人の場合

申請者欄には、捕獲者の住所、氏名、職業、生年月日、電話番号を記載すること。複数人が共同して捕獲を実施する場合は、代表者の氏名の後に「ほか〇名」と代表者以外の捕獲者の人数を記入すること。

(2) 従事者名簿（様式1）または申請者名簿（様式2）

ア 法人の場合

従事者名簿（様式1）を提出すること。

なお、わな猟免許を所持していない者をわなを用いる捕獲の従事者として申請する場合は、備考欄に”補助者”と記載し、その者を監督する者を指定して、備考欄に”監督者”と記載すること。

イ 個人の場合

捕獲者が2名以上の場合は、申請者名簿（様式2）を提出すること。

(3) 捕獲等をしようとする事由を証する書面

ア 被害状況及び被害防除対策の実施状況（鳥獣の管理が目的の場合）

ただし、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣については、被害が生じる前又は被害防除対策を未実施であっても申請できる

イ 捕獲依頼書又は委託契約書等の写し（依頼されて捕獲等を行う場合）

ウ 会社等の事業活動の一環として捕獲等を実施することを証明する文書（申請者が所属する会社等の業務として捕獲を実施する旨が記載されたもの）

(4) 図面等

ア 捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面

地図に赤線などで捕獲区域を明示すること

ただし、“〇〇市一円”など、区域が明らかな場合は省略できる

イ 捕獲等の方法を明らかにした図面

猟具の構造等（禁止猟法又は危険猟法に該当するか）を確認できるもの。

くくりわなの場合は輪の直径、締付け防止金具とよりもどしの有無及びワイヤーの径について記載すること。

銃器を使用する場合及び手捕りによる場合は提出不要。

ウ 装着する標識、足環、発信機等の構造が分かる資料

くくりわなの輪の直径、締付け防止金具、よりもどしの機能、構造について【平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703312 号環境省野生生物課長通知（抜粋）】

・ 輪の直径

内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測する

・ 締付け防止金具

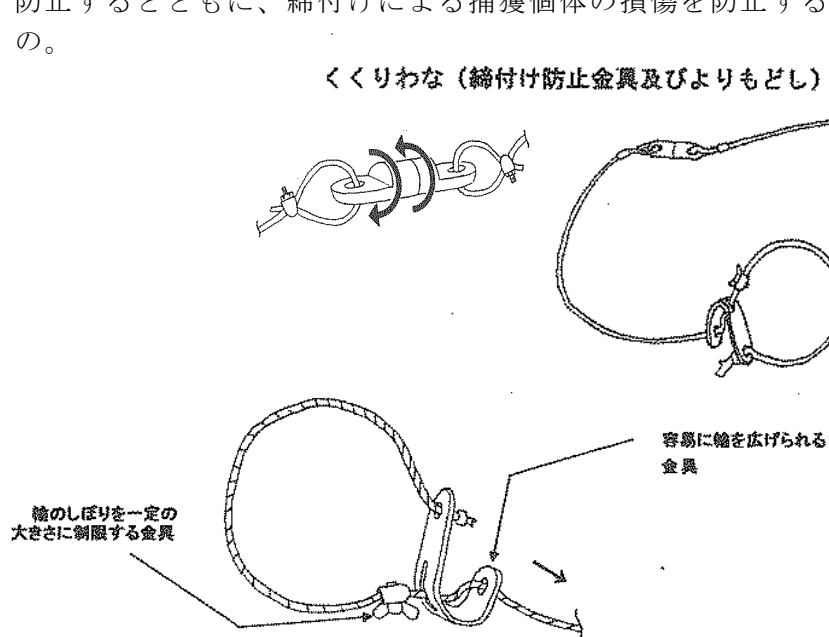
くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具。

一部で使用されている地獄結びやバネによって持続的に締め付けることを規制し、仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したもの。

・ よりもどし

くくりわなのワイヤーの接続に使用し、ワイヤーにかかる、よりを直す金属環。捕獲個体が暴れることによって、ワイヤーがよれ、剛性が低下することを防止するとともに、締付けによる捕獲個体の損傷を防止するよう措置したもの。

くくりわな（締付け防止金具及びよりもどし）の例



(5) その他許可の判断に必要な書類

※下記以外に許可の判断に必要な書類がある場合は、個別に提出を求める。

ア 猟法の種類に応じた狩猟免許の写し

ただし、免許所持を許可要件としていない方法による捕獲の場合及び千葉県で免許を受けている場合は省略できる

イ 学術研究の目的の場合

(ア) 学識経験者の推薦書又は過去の研究実績を示すもの（発表論文等）

(イ) 研究計画書

研究の目的、方法、期間、野生鳥獣を用いる必要性、捕獲後の処置の内容、研究成果の公表予定等について記述すること

ウ 鳥獣の管理の目的の場合

(ア) 安全対策チェックリスト（様式3）又は捕獲計画書

ただし、下記に該当する場合は省略できる

a 緊急時の捕獲等で通常的安全対策が実質的に不可能な場合

b 手捕り等危険性の低い方法又は網や箱わなを使用して鳥類又は小型の獣類（ネズミ・モグラ類等）を捕獲する場合

c 建物内又は塀や柵等で囲まれた敷地内において、若しくはわな猟免許所持者が、小型の箱わなで中型の獣類（アライグマ、ハクビシン等）を捕獲する場合

d その他、許可機関において、捕獲に当たり危険性が低いと判断する場合

捕獲計画書に記載する事項（例）

- ・銃による共同捕獲の場合：責任者、体制図
- ・わなの場合：設置予定基数、設置場所、見まわりの体制、錯誤捕獲対策
- ・銃器くくりわな、猟犬を使用する場合：安全管理対策、保険の加入、緊急時の連絡体制、麻酔銃の場合は麻酔薬の主成分と用量等
- ・止めさしの方法
- ・死体の処分方法

※法定猟法以外（手捕りを除く）又は禁止猟法で捕獲する場合（鳥類をわなで捕獲することは除く）は、その方法と理由を必ず記載すること

(イ) わな猟免許を持たない農林事業者が自らの事業地内における農林業被害を防止する目的で申請する場合

・農林業者であり、自らの事業地であることが確認できる書類

例) 市町村の農業委員会が発行する農地基本台帳記載事項証明書や耕作者証明（呼称や内容は各農業委員会によって異なる）、農業共済組合の異動申告書など

※農林業者：農業又は林業で一定の収入を得ている者を指し、専ら自家消費のために作物を栽培している者は含まない。

※事業地：自己の所有する農地、林地のみならず、借地、業務受託した農地、林地も含まれる。ただし、自己所有地以外の場合は、土地所有者の了解を得ているものに限る。

(ウ) 予察捕獲の場合

※申請できるのは市町村及び指定法人

- a 予察台帳（様式4）
- b 被害発生予察表
- c 被害発生予察地図

※許可申請書及び許可証等の捕獲等又は採取等の目的の欄には「管理（被害防止（予察））」と記載し、通常の被害防止の捕獲と区別する。

(エ) ニホンザルの捕獲（止めさし以外）に空気銃を用いる場合

※申請できるのは市町村

- a 空気銃による捕獲を必要とする理由書
- b 捕獲計画書

通常の計画書に、対象とする群れの出没・加害状況と群れ管理の方針、地元警察署や地域住民との調整状況等も記載すること。

また、再申請の場合は、前回の捕獲結果とその効果についても記載すること。

- c 捕獲現場の図面

発射地点及び着弾見込地点を明記し周辺の様子が分かるような見取り図あるいは地図

- d 発射地点の周囲の状況が分かる写真

- e 発射地点から発射方向に向かって撮影した写真

- f 各従事者が使用する空気銃の種類、口径、所持許可番号（銃砲所持許可証の写しを添付）

- g 各従事者の技能を示す書類（下記のいずれか）

- ・ 県が主催する技能講習で技能認定を受けたことを示す書類
- ・ 上記と同等の技能を有すると認められる書類（過去1年以内に参加した射撃大会等での成績、夜間銃猟の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の技能証明書など）

表 4 捕獲許可申請に必要な書類

【共通】	必要書類	様式	不要な場合
<input type="checkbox"/>	申請書	県細則第1号様式	—
<input type="checkbox"/>	従事者名簿	要領 様式1	・個人 [※] が申請する場合
<input type="checkbox"/>	申請者名簿	要領 様式2	・法人 [※] が申請する場合 ・個人 [※] が1名で申請する場合
<input type="checkbox"/>	捕獲依頼書又は契約書の写し	—	・研究者や被害者本人が捕獲する場合
<input type="checkbox"/>	会社等の事業活動の一環として捕獲等を実施する事を証明する文書	—	・法人 [※] が申請する場合 ・事業として行う捕獲でない場合
<input type="checkbox"/>	捕獲場所の図面	—	・〇〇市一円など、明らかな場合
<input type="checkbox"/>	猟具の図面	—	・銃器や手捕りによる場合
<input type="checkbox"/>	装着する標識、足環、発信器等の図面	—	・装着しない場合
<input type="checkbox"/>	狩猟免状の写し	—	・免許所持が許可要件でない場合 ・千葉県で免状を交付をされた場合
<input type="checkbox"/>	安全対策チェックリスト 又は	要領 様式3	・許可機関が不要と判断する場合
<input type="checkbox"/>	捕獲計画書	—	
<input type="checkbox"/>	その他許可の判断に必要な書類	—	

※法人：国、地方公共団体、指定法人（農協、農済、森林組合、漁協等）、認定鳥獣捕獲等事業者
 ※個人：上記の法人以外

【目的に応じて必要な書類】		様式	備考
学術研究の目的の申請の場合			
<input type="checkbox"/>	学識経験者の推薦書か過去の発表論文	—	
<input type="checkbox"/>	研究計画書	—	
鳥獣の管理の目的の申請の場合			
<input type="checkbox"/>	被害状況、捕獲以外の防除対策の実施状況	—	・指定管理鳥獣と外来鳥獣は、被害が僅少で対策をしていなくても申請可能
〈狩猟免許を持たない農林業事業者の申請の場合〉			
<input type="checkbox"/>	農林業者であることを証する書類	—	
<input type="checkbox"/>	自己の事業地であることを証する書類	—	
<input type="checkbox"/>	土地所有者の承諾書	—	・事業地が借地の場合
〈予察捕獲の申請の場合〉 ※ 申請できるのは市町村と指定法人			
<input type="checkbox"/>	予察台帳	要領 様式4	
<input type="checkbox"/>	被害発生予察表	—	
<input type="checkbox"/>	被害発生予察地図	—	
〈空気銃によるニホンザルの捕獲の申請の場合〉 ※ 申請できるのは市町村			
<input type="checkbox"/>	空気銃による捕獲を必要とする理由書		
<input type="checkbox"/>	発射地点の周囲の状況が分かる図面	—	
<input type="checkbox"/>	発射地点から発射方向に向かって撮影した写真	—	
<input type="checkbox"/>	空気銃の種類、口径、所持許可番号	—	
<input type="checkbox"/>	従事者の技能を示す書類	—	

7 従事者証交付申請に必要な書類

※捕獲許可を受けた法人が、従事者を追加する場合に申請する。

- (1) 従事者証交付申請書（県細則第2号様式）
- (2) 従事者名簿（様式1）
- (3) 安全対策チェックリスト（様式3-5 法人の従事者追加用）

8 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可申請に必要な書類

※目的は生活環境被害の防止に限られる。また、捕獲許可申請も別途必要。

住居集合地域等【法第38条第2項】

住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

住居集合地域等における麻醉銃猟の許可【法第38条の2第1項】

住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- (1) 麻醉銃猟許可申請書（県細則第11号様式の2）
- (2) 申請者名簿（様式5）
- (3) その他許可の判断に必要な書類
 - ア 捕獲許可申請書及び添付書類の写し
 - イ 麻醉銃猟の実施計画書
実施地点の周囲の施設や交通の状況、安全確認、人員配置、狙撃の方向、事故発生時の対応等を具体的に記載すること
 - ウ 使用する麻醉薬の効果及び麻醉銃の性能・威力が分かる資料
 - エ 麻醉銃所持許可証及び麻薬研究者免許証の写し

※上記以外に許可の判断に必要な書類がある場合は、個別に提出を求める。

9 申請内容の事前指導

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が、法、規則、県細則、13次計画及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導する。なお、指導に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。

10 許可申請に伴う処理

(1) 申請書の提出

ア 学術研究を目的とする捕獲許可申請の場合

自然保護課に提出すること

イ 学術研究以外を目的とする捕獲許可申請の場合

捕獲等又は採取等する地域を管轄する地域振興事務所（千葉市、市原市については自然保護課）に提出すること

ウ 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可申請の場合

自然保護課に提出すること

なお、鳥獣の管理を目的とする捕獲許可を受けようとする者に対しては、住民に身近なサービスを提供する市町村と密接に関わることから、市町村に相談の上、申請を行うよう指導する。

また、環境大臣の許可に係る申請は、環境省関東地方環境事務所に提出するよう助言する。

<環境大臣による許可が必要なケース>

1 以下の場合の捕獲等の許可【法第9条第1項第1～3号】

① 国指定鳥獣保護区で捕獲や卵の採取をする場合

※国指定鳥獣保護区：千葉県内では、谷津鳥獣保護区（習志野市）のみ

② 希少鳥獣の捕獲や卵の採取をする場合

※希少鳥獣【規則第1条の2 別表第一】

③ 使用禁止猟具を使って捕獲する場合

※使用禁止猟具：かすみ網【規則第6条】

2 危険猟法の許可【法第37条第1項、規則第45条】

※危険猟法：爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法、据銃、陥穽その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法

(2) 申請書の補正

申請書に不備又は不足するものがある場合、補正に要する相当の期間を定めて補正の要求を行う。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに行政手続法第7条の規定に沿って申請を拒否する処分を行う。

(3) 審査

申請書を受理したときは、申請書の内容を十分検討するとともに、必要に応じて現地等の調査を行った上、処理を行う。

なお、処理しようとする許可申請が鳥獣による被害の防止を目的とする場合には、知事、地域振興事務所長は必要に応じて被害の実態等を調査し、調査書（様式6）を作成の上、処理を行う。

(4) 標準処理期間

ア 捕獲許可申請に対する処分

申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として14日以内に行う。

イ 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可申請に対する処分

申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として30日以内に行う。

(5) 不許可処分等

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載する。

地域振興事務所長は、このような処分を行った場合は、当該申請書の写しに申請を拒否又は不許可の処分にした理由を添えて速やかに自然保護課長に報告する。

(6) 許可後における内容の変更

規則第7条第1項第2号から第7号に規定される申請内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせる。

住所変更や亡失等については、県細則第12条から第14条、及び第24条の3から5の規定に沿って処理する。

1 新たな申請が必要な変更【規則第7条第1項】

- ・鳥獣の種類及び数量【第2号】
- ・捕獲等の目的、期間、区域及び方法【第3号】
- ・捕獲等をした後の処置【第4号】
- ・学術研究の目的の場合、研究の事項及び方法【第5号】
- ・愛玩飼養の目的の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等【第6号】
- ・鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、公道、公園、社寺境内、墓地等で捕獲する旨【第7号】

2 変更届等で処理するもの

- ・許可証・従事者証の再交付【県細則第12条（第3号様式）】
- ・許可証・従事者証の住所又は氏名変更届【県細則第13条（第4号様式）】
- ・許可証・従事者証の亡失届【県細則第14条（第3号様式）】
- ・麻醉銃猟許可証の再交付【県細則第24条の3（第11号様式の3）】
- ・麻醉銃猟許可証の住所又は氏名変更届【県細則第24条の4（第11号様式の3）】
- ・麻醉銃猟許可証の亡失届【県細則第24条の5（第11号様式の3）】

(7) 許可後の処理

ア 許可証の交付

捕獲許可申請を許可したときは、申請者に許可証（規則様式第1）を、従事者に従事者証（規則様式第2）を交付し、腕章を貸与する。また、捕獲等又は採取等した場所の報告に必要な場合は、鳥獣保護区等位置図等を貸与する。

住居集合地域等における麻醉銃猟許可申請を許可したときは、申請者に許可証（規則様式第15の2）を交付する。

イ 関係機関への通知

鳥獣の管理を目的とした捕獲許可及び住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の場合は、市町村長（許可を受けた者が市町村長以外の場合）、警察署長等の関係者にその旨を遅滞なく連絡する。

ただし、銃器以外の方法で工場や宅地の敷地内などの囲まれた狭い範囲内で捕獲等が行われる場合は、必要に応じて関係者に連絡する。

また、鳥獣の管理以外を目的とする許可については、必要に応じて関係者に連絡する。

(8) 捕獲等又は採取等の実績等の報告

許可証の有効期間が満了し又はその許可の効力が失われた場合には、許可を受けた者に対し、30日以内に許可証、従事者証及び腕章を返納させるとともに、捕獲等又は採取等の結果についての報告を行わせる。

捕獲等又は採取等の結果報告は、許可証の報告欄への必要事項の記載（捕獲地点、動物種、捕獲数、捕獲後の処置）又は捕獲実績報告書の提出により行わせる。

また、必要に応じて写真等の添付を求める。

なお、許可期間が年度をまたぐ場合は、必要に応じて年度内の捕獲結果について4月末日までに中間報告を行わせる。

さらに、サル、シカ、イノシシ、キョンについては、必要に応じて定期的に捕獲数等の報告を求める。

また、地域振興事務所長は、捕獲等又は採取等の結果について、年度ごとにとりまとめ、毎年5月の別途指示する日までに自然保護課長に報告する。

(9) 許可証・従事者証返納後の交付証明

許可証又は従事者証の交付を受けた者は、許可証等の有効期間満了後1年以内に、交付を受けた者である事の証明が必要となった場合は、交付を受けた知事等に許可証等交付証明申請書（様式7）を提出することとする。

知事等は、その者に許可証等を交付した事実を確認した場合、許可証等交付証明書（様式8）を交付する。

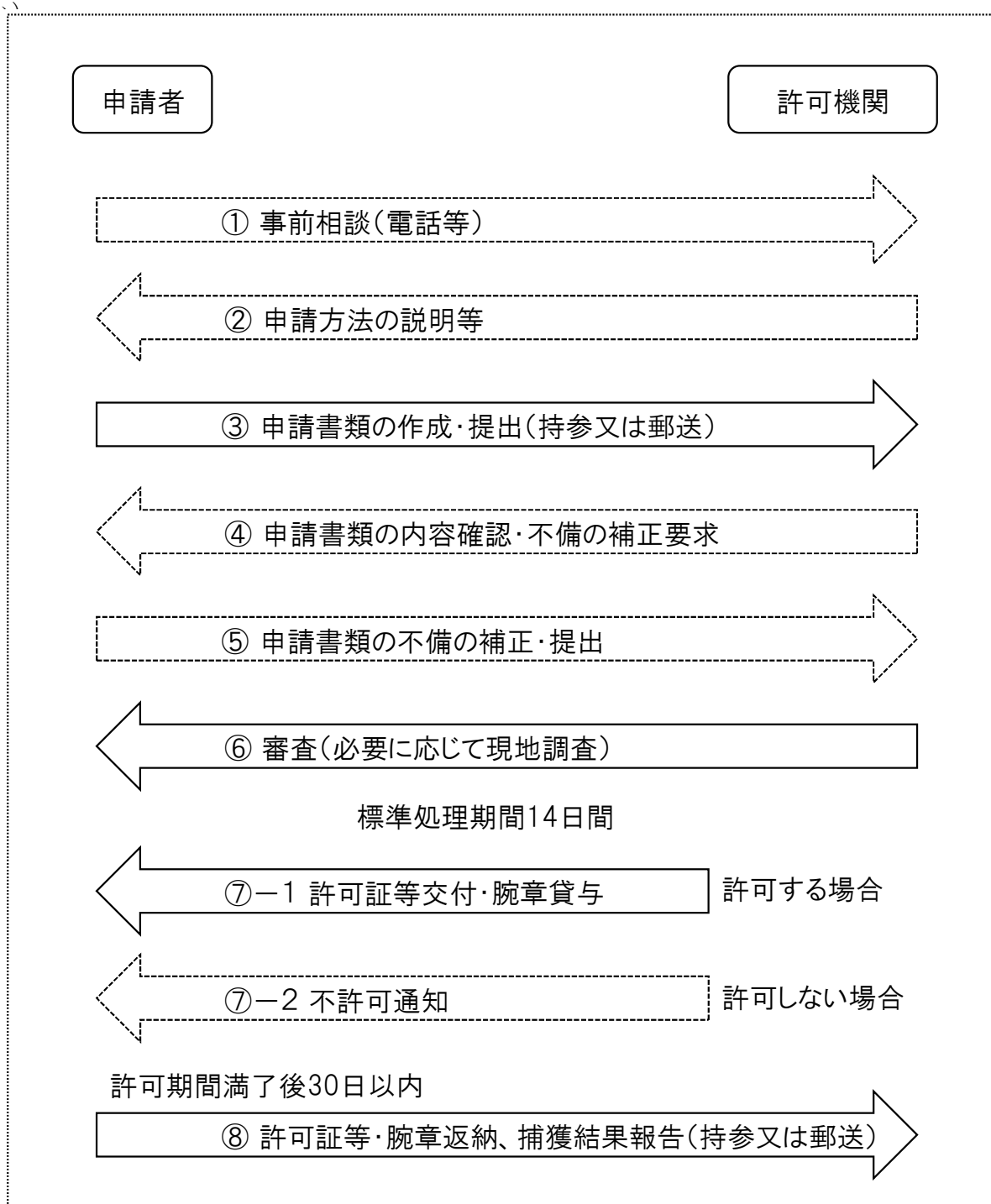
図2 捕獲許可の流れ

<申請者>

- ・法人（市町村、農協等）の場合
→法人が申請者となり、捕獲者は法人の
従事者となる。
- ・法人以外の場合
→捕獲者が申請者となる
（会社名や捕獲依頼者名では申請できな

<許可機関>

- ・学術研究目的の捕獲の場合
→自然保護課
- ・学術研究以外の目的の捕獲の場合
→捕獲区域を管轄する地域振興事務所
（千葉市・市原市は自然保護課）



1 1 捕獲等又は採取等の許可に当たっての留意事項

申請の内容に応じて、申請者に対して下記の事項について指導する。

(1) 危険の予防等

- ア 捕獲者の数は、被害を与える鳥獣の生息状況、行動範囲、捕獲区域の地理等を考慮した上で、必要最小限とするほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲方法を適切に選択すること。
- イ 共同捕獲を実施する場合には、責任者を1名置き、事故、違反のないよう捕獲者の指導監督を行うこと。
- ウ 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに、捕獲の日時、区域、方法等について事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- エ 特に、銃器による捕獲の実施に際しては、原則として許可を受けた団体の関係職員又は捕獲を依頼した者若しくはその代理人あるいは鳥獣保護管理員等が立ち会うことにより適正に捕獲等が実施されるよう対処すること。
- オ わなを使用する場合は、原則として実施者が定期的に見回りを行うこと。ただし、ICT技術を活用することで実施者が行う見回りに代替可能である場合はその回数を軽減できる。
- カ 猟犬の使用に当たっては、猟犬が人や飼養動物を襲うことがないように十分な訓練を行ったうえで、現場では安全確認と逸走防止対策及び個体識別措置を徹底し、万一逸走した場合は、速やかな収容に努めるとともに、地域住民等関係者へ注意喚起すること。
- キ 捕獲者（団体を含む）若しくは捕獲を依頼した者は、事故の防止に最大の注意を払うとともに、万一の事故に備え保険に加入するなどし、事故に対応できる措置を講じること。

(2) 適正捕獲の表示

- ア 捕獲を実施するときは、交付された許可証又は従事者証を携帯するとともに、貸与された腕章を装着すること。
- イ 網、わな及びつりばり又はとりもちを使用する場合は、猟具ごとに、見やすい場所に標識を装着すること。

標識に関する規定【法第9条第12項、規則第7条第16～第18項】

- ・ 標識の素材：金属製又はプラスチック製
- ・ 文字の大きさ：一字の大きさは縦・横とも1センチメートル以上
- ・ 記載事項：許可を受けた者又は従事者の住所、氏名又は名称、許可者、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類

- ウ 人がわなにかかったり、わなにかかった個体が人に危害を加えることを防止するため、猟具に表示するだけでなく、捕獲区域への立入者や地域住民に分かりやすい場所にも、捕獲行為を実施している場所であることを掲示等すること。

(3) 銃器を使用した止めさし

わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために銃器によりとどめを刺すこと（いわゆる「止めさし」）については、下記により取扱うこととされているので遵守すること。

銃器を使用した止めさしについて

【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】

鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占拠したとはいえない場合に銃器を使用して止めさしを行うことについては、以下の 4 点を満たす場合にあっては、法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解する。

- (1) わなにかかった鳥獣の動きを完全に固定できない場合であること。
- (2) わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
- (3) わなを仕掛けた狩猟者等の同意に基づき行われるものであること。
- (4) 銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること。

止めさしにのみ銃器を使用する場合には、捕獲等許可申請書（及び許可証等）の方法の欄には「銃器の使用は止めさしに限る」等と記載すること。

(4) 銃猟の制限

捕獲許可を受けた区域内であっても、法第 38 条に規定される銃猟の時間、場所及び弾丸の到達先に係る制限は許可の対象外であるので遵守すること。

銃猟の制限【法第 38 条】

- 1 日の出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。
- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって、銃猟をしてはならない。

(5) 実包を用いた銃器による追い払い

追い払いについて

【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】

音響等により、対象鳥獣を殺傷しない追い払い（空砲を用いた銃器による追い払いを含む）の場合は、捕獲と異なるため、法第 9 条第 1 項に基づく許可を要しない（被害防止の目的の捕獲ではない）が、追い払いを行うに当たり、追い払い対象鳥獣に命中し、殺傷する可能性のある方法を用いる場合は法第 9 条第 1 項に基づく捕獲許可を要する。なお、実包を用いた銃器による追い払いは、追い払い対象に命中させる意図がない場合であっても、鳥獣を殺傷する可能性が高く、威嚇の範囲を超えているものと考えられることから、法第 9 条第 1 項に基づく捕獲許可を要する。

当該追い払いが銃刀法第 4 条の所持の許可に係る用途に該当するかどうかの判断は、銃砲管理当局により個別に行われるものであるので留意すること。

(6) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等の処理方法については申請の際に明らかにすること。

捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反になる場合がある。

イ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で行うこと。

ウ 規則第19条に該当する場合を除き、捕獲物を捕獲場所に放置することは、法第18条により禁止されている。

猛きん類が、放置された鳥獣を摂食する際に鳥獣の体内に残存した鉛製銃弾の破片も一緒に摂食してしまい鉛中毒が発生したり、鳥獣のへい死体を摂食する動物が増加することにより生態系の攪乱が生じるおそれがあるためである。

捕獲物等については、原則として持ち帰って適切に処理することとし、地理的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物等が露出しない程度まで埋設すること等により、適切に処理すること。また、生活環境上影響が生じるような埋設処理を行った場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する可能性があるため、埋設する場合には生活環境に影響を与えないよう配慮すること。

放置禁止の適用除外規定について【規則第19条】

- 1 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 2 過失がなくて捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 3 法第13条第1項の規定により捕獲等した鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
- 4 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

エ 捕獲物が、違法なものと誤認されないようにすること

オ 捕獲した鳥獣等を食用として自家消費しようとする場合は、捕獲から消費までの各段階について「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に沿って行うこと。また、イノシシについては、千葉県ホームページ等にて公表されている県内の放射性物質検査の結果などに留意すること

カ 野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理をすること。このうち、豚熱については、「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル」等に沿って適切な防疫措置を実施すること。

- キ 捕獲物又は採取物が野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用すること。
- ク 狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡しようとする場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること。
- ケ 許可捕獲により捕獲された特定外来生物（生きているものに限る。）の運搬、保管、飼養等については、外来生物法で制限される。ただし、殺処分するために一時的に保管又は運搬する場合は、当該制限の適用除外とされている。

（7）錯誤捕獲

- ア 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用ができないため、原則、放鳥獣すること。
- イ 錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うこと。
- ウ カワウを釣り針で捕獲する場合は、近くに待機して、カワウ以外の鳥を負い払う等して錯誤捕獲を防止するとともに、カワウが捕獲された場合は速やかに処理すること。
- エ ドバトの被害防止目的の捕獲において、足環が装着されているハトを捕獲した場合は、野鳥ではなく個人の所有物（レース鳩、伝書鳩等）であるので、殺処分せずに、足環に記載されている番号を、鳩レース協会や伝書鳩協会へ照会すること。

（8）法人に対する許可

- ア 法人は、事業主体としての責任を持って捕獲従事者及び関係機関と十分な調整・連絡を図り、捕獲従事者の安全管理や周辺住民への事前周知等を徹底すること。特に、同一区域内で複数の体制による捕獲事業を実施する場合は、全体の管理を適切に行うこと。
- イ 従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任すること。
- ウ 捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、従事者には被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにすること。ただし、捕獲方法が銃器以外の方法であり、かつ安全が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- エ 従事者に狩猟免許を受けていない者を含める場合は、免許を受けている者を監督者に指名し、免許を受けていない者を適切に指揮・監督させること。
- オ 従事者をはじめとする関係者が、事故や違反を起こすことなく捕獲等の目的を達成できるよう、従事者を適切に指導すること。

また、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示する指示書（参考様式1）を従事者に交付するとともに、従事者台帳（参考様式2）を整備すること。

カ わなによる捕獲を行う場合は、従事者が設置するわなの数及び位置を把握し、許可期間が満了した時、あるいは事業を終了したときは、設置したわなが撤去等されたことを確認すること。

キ 複数の法人が、共同して広域的な捕獲を実施する場合には、従事者相互の連絡体制を整備すること。

（9）その他

ア 捕獲の対策のみでは被害防止は図れないことから、被害防止の目的で捕獲を行う場合は、捕獲と共に被害防除対策の一体的な取り組みを図ること。

イ 銃器による捕獲の場合は、騒音発生の抑制等環境への配慮をすること特に鉛散弾の使用抑制及び代替弾への切り替えについて積極的に取り組むこと。

ウ 許可の有効期間内に、使用する猟具に係る狩猟免許又は銃砲所持許可若しくは損害保険契約の有効期間が満了した場合は、当該免許等を更新するまでの間は捕獲等を行わないこと。

エ 銃器による許可捕獲の場合、使用する銃器については、銃刀法に定める銃所持の用途が“有害鳥獣駆除”である必要がある。捕獲許可申請時に、銃所持許可の用途に“有害鳥獣駆除”が含まれていない場合は、許可証又は従事者証の交付を受けた後、銃所持許可の用途に“有害鳥獣駆除”を追加する手続きが完了するまでは、捕獲等に着手しないこと。

オ 捕獲許可を受けた者は、法第9条第11項の規定により許可証又は従事者証を、有効期間が満了した日から30日以内に交付を受けた機関に返納しなければならず、併せて同条第13項によりその許可に係る鳥獣の捕獲報告をすることとされており、捕獲情報は科学的・順応的な鳥獣の保護及び管理の推進のために極めて重要な資料となることから、許可証の返納及び捕獲結果の報告は必ず行うこと。報告義務に関する規定に違反した者は、法第86条第2号に基づき30万円以下の罰金が課される対象となる。

1 2 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に当たっての留意事項

(1) 麻醉薬の使用

麻醉薬の使用に当たっては、その種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）等に基づく手続きが必要であることを申請者に周知する。

(2) 都道府県公安委員会の助言

許可に当たっては、安全確保の観点から千葉県公安委員会の助言を受ける。

(3) 捕獲した個体の処置

捕獲した個体については、その個体の害性、加害の再発の可能性を踏まえ、また、第二種特定鳥獣管理計画に基づく方針を踏まえ、放獣、飼養、殺処分その他適切な処置を行うよう、申請者に指導する。

放獣を行う場合においては、安全かつ確実な放獣を行える体制や場所等を確保させる。

特定外来生物である、アカゲザル及びニホンザルとアカゲザルの交雑種については、移動、放出、飼養及び譲渡に環境大臣の許可が必要であることを申請者に周知する。

(4) 法第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可との関係

法第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の捕獲等の許可申請については、別途審査のうえ、許可する。

(5) 法第 37 条の規定による危険猟法の許可との関係

使用する麻醉薬の種類及び施用量により、法第 36 条の危険猟法に該当する場合は、法第 9 条第 1 項及び法第 38 条の 2 第 1 項の許可に加え、法第 37 条に基づく環境大臣の許可も必要となることを申請者に周知する。

危険猟法の許可との関係

【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】

塩酸ケタミン、硫酸アトロピン、サクシルニコリン（サクシン）等の麻醉薬であつて、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）によって毒物又は劇薬物として規定されているものは、法 37 条の規定による危険猟法の許可が必要となる場合があるが、各麻醉薬について 1 発射当たりの施用量が、塩酸ケタミンであれば 5,700mg 以下、塩酸メドトミジンであれば 4,560mg 以下、塩酸キシラジンであれば 6,840mg 以下の場合は危険猟法に該当しないとされている。通常、ニホンザル等に対し、1 発射当たりの施用量が上述の量を超えることは想定されない（例えば、ニホンザルの麻醉薬施用量は 5～10mg/kg が目安とされている。）ため、住居集合地域等における麻醉銃猟にあつては、法第 36 条の危険猟法には該当しないものと想定される。

(6) その他

野生鳥獣が住居集合地域等に出没し、人の生命・身体に危険が生じる状況においては、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年4月12日環自野発第120412001号）に基づき、警察部局と密接に連携・協力して対応する。

第2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準

法第9条第1項の規定による千葉県知事（地域振興事務所長への委任含む）の許可に関する審査基準は、13次計画 第4の2及び3に定めるとおりである。

この基準は、行政手続法第5条第1項に規定される審査基準として取り扱うこととし、これらについては同条第3項の規定により、地域振興事務所等での備え付けその他の適当な方法により公にすることとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）

許可基準の設定に当たっての共通事項は、次のとおりとする。

（1）許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合や、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりこれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

（2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なものの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

原則として次の基準による。ただし、輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められるものであること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

また、オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類^{きん}の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可

に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲許可の基準

目的別の捕獲許可の基準は、次のとおりとする。

なお、許可対象者の基準は、対象が法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められるものであること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下で行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類及び数(羽、頭又は個)とする。

エ 期間

1 年以内

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、行動域調査等、放鳥獣を行わなくてはならない調査の場合を除き、調査後の外来鳥獣等の放鳥獣は原則禁止とする。また、生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

(イ) 個体識別等の目的で、タグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査の目的（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

網、わな又は手捕り

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的

ア 許可対象者

(ア) 銃器を使用する場合は、原則として a から c のいずれにも該当する者

- a 第1種銃猟免許を所持（空気銃又は麻醉銃を使用する場合においては、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持）する者。ただし、麻醉銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
- c 直近3年間連続で狩猟者登録（銃猟）をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。

(イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として a 及び b に該当する者

- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)または(b)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。
 - (a) 法人に対する許可であって、以下の条件を全て満たす場合。
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ③ 当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）が当該免許を受けている者（以下「監督者」という。）の監督下で作業（「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等）を行うこと
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
 - (b) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ、ニホンジカの捕獲等を行う場合
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用（3,000万円以上）を有する者。ただし、塀柵等で囲まれた敷地内において、箱わな

で獣類を捕獲する場合は、非該当者も許可対象とできる。

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間。

なお、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

また、狩猟期間中及びその前後については、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性が認められるものであること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な区域

オ 方法

(ア) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の大型の獣類についてはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記の a から f を全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。

a 市町村が、千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)の群れ管理の考え方に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること

b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと

c 計画頭数は30頭以内であること

d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること

e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること

f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること

(イ) 捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

(2) - 1 被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方

ア 被害防除対策との関係

被害状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合(以下「予察」という。)に、原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

イ 予察捕獲の許可の考え方

被害のおそれのある場合に実施する予察による捕獲(以下「予察捕獲」という。)は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合にのみ許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

予察捕獲の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とし、予察捕獲は、国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

予察捕獲を実施したい市町村等は、保護管理対策や被害防止対策を的確かつ効果的に行うため、関係者を集めた協議会を設置するよう努めることとし、協議会において、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別に被害発生予察表を作成するとともに、効果的な被害防止方法及び捕獲方法の検討・実施体制の整備・年間捕獲計画の作成・その他被害防止対策の検討を行うこととする。

予察表の作成に当たっては、学識経験者等科学的知見から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取するよう努めるとともに、必要に応じて被害発生予察地図を作成することとする。

予察表は、科学的知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努めることとする。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、県は、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(2) - 2 被害の防止の目的での捕獲の許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、予察捕獲は、国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

(ア) 銃器を使用する場合は、原則として以下の a から c のいずれにも該当する者

- a 第1種銃猟免許を所持（空気銃又は麻酔銃を使用する場合には、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持）する者。ただし、麻酔銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
- c 直近3年間連続で狩猟者登録（銃猟）をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。

(イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として a と b のいずれにも該当する者

- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)から(e)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

(a) 鳥類、ネズミ類、モグラ類を捕獲する場合及び鳥類の卵を採取する場合

(b) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の中型の獣類を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

① 住宅、店舗、工場等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内にお

いて、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣類を捕獲する場合

(d) 法人に対する許可であって、原則として箱わな又は囲いわなを使用する場合（ただし、鳥獣の保護及び住民の安全が確保される場合はくくりわな等も認める）で、かつ、以下の①から④の条件を全て満たす場合

① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

③ 当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）は、当該免許を受けている者（以下「監督者」という。）の監督下で作業（「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等）を行うこと

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(e) 国及び地方公共団体の職員が業務のため、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより獣類を捕獲するとき

(f) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ、ニホンジカ及びキョンの捕獲等を行う場合

b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用

(3,000万円以上)を有している者。ただし、次のいずれかに該当するとき等は、非該当者も許可対象とできる。

(a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲又は採取する場合

(b) 塀柵等で囲まれた敷地内において、箱わなで獣類を捕獲する場合

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は、地域的に被害が僅少であっても許可する。また、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域における第二種特定鳥獣の管理の目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等

のやむを得ない場合のみ、被害防止を目的とした捕獲許可の対象とする。なお、予察捕獲は、原則として協議会の設置等の手続を踏み、さらに予察台帳及び予察表が作成された種についてのみ許可する。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、原則として別表に示す数とする。

(エ) 狩猟鳥獣、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることがまれであり、従来の許可実績も僅少であることから、これらの鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、捕獲許可申請を受けた地域振興事務所長は、自然保護課長に協議し、協議結果を基に許可の可否を決定する。

ウ 期間

(ア) 被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期。

(イ) 原則として別表に示す期間

(ウ) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する

(エ) 原則として、安全性の観点から、銃器あるいはくくりわなによる許可捕獲が同時期に同一地域で複数行われないう考慮する。

(オ) 狩猟期間中及びその前後については、当該期間における許可捕獲の必要性が認められるものであること。かつ、捕獲区域の周辺住民等関係者が当該期間中は許可捕獲が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、関係者への事前周知を徹底する等、考慮されたものであること。

(カ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

エ 区域

(ア) 被害等の発生状況及び加害鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲

(イ) 捕獲の区域に鳥獣保護区や自然公園等が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、

希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域については、捕獲許可について慎重に取り扱う。

(ウ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

オ 方法

(ア) 原則として、禁止猟法は認めない。ただし、1(3)の基準に適合する場合、カワウを釣り針で捕獲する場合であって錯誤捕獲に配慮した計画であると認められる場合及び箱わなで鳥類を捕獲する場合はこの限りでない。

(イ) 空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キョン等の大型獣類にはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記の a から f を全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。

a 市町村が、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の群れ管理の考え方に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること

b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと

c 計画頭数は30頭以内であること

d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること

e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること

f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること。

(ウ) 捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

(別表) 鳥獣の種類別許可基準

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	日数	1許可当たり頭(羽)数	許可対象者	留意事項	
県知事又は地域振興事務所長	ニホンザル	空気銃(プレチャージ式で口径5.5以上のもの)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	3か月以内 ※許可期間満了後6か月間は同一区域で再許可しない	30頭以内	市町村長 ※従事者は、半矢で取り逃がさない技能を有する者であること		
		散弾銃 網 わな							
	ニホンジカ イノシシ	網 わな				狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	1年以内 (ネズミ類、モグラ類については銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。)		第二種特定鳥獣管理計画に基づく
		散弾銃 空気銃(止めさしに限る)							
	タヌキ ネズミ類・モグラ類	網 わな 散弾銃 空気銃	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)			必要かつ適切な数			
	外来鳥獣等	網 わな	県内全域 (ただし、適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること(非狩猟鳥獣を除く)		適切な数	①個人(被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者) ②国、地方公共団体 ③認定鳥獣捕獲等事業者 ④環境大臣が定める法人		・銃器やくりわなでの捕獲の場合及び猟犬を用いる場合は、安全対策を含めた捕獲計画を提出させる ・銃器での捕獲の場合、不必要に長期間とならないような日数とすること(特定鳥獣、外来鳥獣等を除く)
		散弾銃 空気銃(キョンは止めさしに限る)							
	カワウ	散弾銃 空気銃	原則として、採食地(ねぐら・コロニー)で捕獲又は採取等をする場合は、千葉県カワウ被害対策協議会等で区域を検討すること	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	銃器以外の方法による場合は1年以内	必要かつ適切な数	※ねぐら・コロニーにおけるカワウの捕獲等は②、④の法人に対してのみ許可する。		・予察捕獲を実施したい法人は、協議会等を設置し、予察台帳及び予察表を作成すること。
		網 箱 わな 釣り針							
	スズメ				銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内(予察捕獲の場合も同様)	2,000羽以下	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。(外来鳥獣等及び特定鳥獣を除く。)		
	カラス類 (ハシブトガラス・ハシボソガラス)	散弾銃 空気銃 網 箱 わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	合計1,000羽以下			
	キジノト					300羽以下			
	カモ類					150羽以下			
	ヒヨドリ					200羽以下			
	ムクドリ					500羽以下			
トビ・キジ	50羽以下								
鳥類(本表に掲載されているものを除く)									
獣類(本表に掲載されているものを除く)	散弾銃 空気銃 網 わな								原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。

※ 指定管理鳥獣:イノシシ、ニホンジカ

※ 特定鳥獣:イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

※ 外来鳥獣等:アライグマ、ハクビシン、アカゲザル(交雑種含む)、キョン、コブハクチョウ、ドバトなど

※ 環境大臣が定める法人:農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めない

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

県内で鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

人工養殖が可能と認められる種類。

過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）。

放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕り

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕り

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

30日以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査の目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の目的の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

第3 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関する審査基準

法第38条の2第1項の規定による千葉県知事の許可に関する審査基準は、次のとおりとする。

この基準は、行政手続法第5条第1項に規定される審査基準として取り扱うこととし、これらについては同条第3項の規定により、自然保護課での備え付けその他の適当な方法により公にすることとする。

1 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の考え方

原則として、ニホンザル又はアカゲザルあるいはニホンザルとアカゲザルの交雑種が住居集合地域等に定着したあるいは定常的に出没し、生活環境に被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている場合であって、当該個体による被害の状況・程度を踏まえ、追い払いや網又はわなを用いた捕獲等による個体の排除を含めた取り得る手段について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討し、麻醉銃猟によることが適切と判断される場合に許可するものとする。

なお、法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可申請については、別途審査のうえ、許可することとする。

(1) 目的

麻醉銃の目的が鳥獣による生活環境に係る被害の防止以外である場合は許可しないこととする。

(2) 鳥獣の種類・数

対象とする鳥獣の種類は原則として、ニホンザル、アカゲザル及びニホンザルとアカゲザルの交雑種とする。

ニホンジカ、イノシシについては、原則として許可しないものとするが、人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻醉銃猟を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではない。

捕獲対象は、住居集合地域等において定着あるいは定期的に出没し、生活環境に係る被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている個体とする。

(3) 期間

許可期間は、必要最小限の期間とする。

なお、現に鳥獣が住居集合地域等に出没していない場合において、予め広範囲又は長期間の許可はしないこととする。

(4) 危害の防止

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

ア 麻酔が効くまでの間に又は麻酔が効かないこと等により対象鳥獣を興奮させて当該鳥獣が人の生命若しくは身体への危険を及ぼすおそれがないこと。

イ 麻酔薬が発射されることによる危険がないこと。

ウ 従事者、住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が採られていること。

具体的には、下記に配意した計画であること。

(ア) 周辺住民等に周知を図ること。

(イ) 人の往来が多い期間又は区域においては実施を見合わせる事

(ウ) 射手の撃つ方向に人がいないことを確認すること。

(エ) 周囲の安全確認をすること。

(オ) 無線等を使って射手と安全確認の担当者が連絡をとること。

(カ) 麻酔が効くまでの間に二次的な被害を発生させたり、個体を見失うことがないように必要な人員の配置及び道具の準備をすること。

(キ) 外れた弾を放置せずに確実に回収すること。

エ 申請者のうち1人以上が、対象とする鳥獣に対する麻酔銃の使用実績があること。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

なお、「千葉県有害鳥獣駆除実施要領（昭和61年10月1日施行）」は廃止する。

附則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月16日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

※ 用紙の大きさはA4とする

様式1

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合			銃器を使用する場合			備 考
					種類	狩猟免状 の番号	交 付 年月日	銃砲所持 許可証番号	交 付 年月日	銃砲の種類	

備考 1 従事者は住所、氏名等を正確に記載し、必ず記載事項を確認すること。

2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。

また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合においては、「合計 人で1頭」又は「全従事者の計」と記載すること。

3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免状の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

様式2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

※ 用紙の大きさはA4とする

様式2

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合			銃器を使用する場合			備 考
					種類	狩猟免状 の番号	交 付 年月日	銃砲所持 許可証番号	交 付 年月日	銃砲の種類	

備考 1 申請者は住所、氏名等を正確に記載し、必ず記載事項を確認すること。

2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。

また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合においては、「合計 人で1頭」又は「全申請者の計」と記載すること。

3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免状の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (表面)

※用紙の大きさはA4とする

様式3-1

○安全対策チェックリスト<法人用>

※◆は止めさして銃器を使用する場合に記入

★は補助者として免許非所持者を従事者とする場合に記入

	安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄		
		銃器	網・わな	銃器	網・わな	
事前準備の標準	捕獲計画の作成をしているか					
	安全確保等を勘案した実施箇所、実施期間になっているか					
	事故・自然災害等が発生した際の連絡体制図が作成されているか					
	けが人の搬送先の確保等は出来ているか		◆		◆	
	安全面や錯誤捕獲に配慮した捕獲方法の検討がされているか ※法定猟法以外又は禁止猟法で捕獲する場合は方法とその理由 (捕獲方法:) (理由:)					
	被害状況に応じた適切な捕獲実施期間の検討がされているか ※狩猟期間を含む11月から翌年2月にやむを得ず実施する場合、期間とその理由 (捕獲期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) (理由:)					
	従事者の選定基準の明確な基準が設定されているか					
	従事者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか		◆		◆	
	隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか		/		/	
	補助者を従事者として参加させるに当たって、関係団体との調整はできているか		★		★	
	補助者を監督する監督者から承認を得ており、指導が徹底されているか		★		★	
	指揮命令系統図が作成されているか		/		/	
	指揮命令系統図について従事者全員に周知がなされているか		/		/	
	自治体・従事者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制:)					
	広報	広報紙・閲覧板・広報無線、看板、公共施設への掲示、HP等を使って一般住民に周知、注意喚起しているか (その他)				
	関係機関との調整・情報共有	入林に係る手続き等を実施しているか (該当・非該当)				
		警察署・近隣市町村・地区役員等・学校関係等と連絡調整が取れているか (捕獲計画や緊急時の連絡体制等)				
		関係機関の連携を図る為の会議等の開催をしているか (開催日時:)				
	従事者の指導	従事者全員を対象とした研修、打合せを実施しているか(指示書の交付、関係法令の遵守、捕獲計画、連絡体制の確認、マナーの徹底、腕章の着用、矢先の確認、脱砲の励行等) (開催日時:)				
		補助者を対象とした研修を実施しているか(関係法令の遵守、猟具の取扱い、鳥獣の判別、役割分担の確認、マナーの徹底等) (開催日時:)	/	★	/	★
		従事者は県又は千葉県猟友会が実施する研修(銃猟の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合は、法第18条の5第1項第4号に規定される研修でも可。ただし実射研修を含む場合に限る。)に参加しているか ※麻醉銃の場合は射撃場での練習ができないため不要とする		◆		◆
	従事者用の有害捕獲に関するマニュアルを作成しているか (関係法令、有害鳥獣捕獲、実猟の心構えと留意事項、注意事項等)					

様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (裏面)

	安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄	
		銃器	網・わな	銃器	網・わな
前日・当日の準備	広報 広報紙・回覧板・広報無線、看板、公共施設への掲示、HP等を使って一般住民に周知、注意喚起しているか (その他)				
	捕獲状況 原則として捕獲に職員が立会い、始業時前の確認を実施しているか (確認事項:捕獲実施場所、時間、指揮命令系統、服装、腕章、従事者証、基本的ルール・マナーの確認)				
	従事者 確認事項 捕獲前に、役割分担、マナーの向上、健康状態、猟具の点検、猟犬等の確認を行なわせているか				
捕獲終了後	捕獲終了後、従事者間での問題確認、猟犬の回収、捕獲物の適切な処理等の確認を行わせているか				
	点検と改善 捕獲日誌が作成されているか				
	適正な捕獲が実施されたか・苦情等の把握等、捕獲に係る改善点の検討を行なっているか				
	関係機関との会議、打合せ等による事後調整等をしているか				
その他	網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か (槍・銃器・その他())				
* 特記事項 *				※担当者確認欄	

《 留意事項 》

- このチェックリストは、原則鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。
- 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。
なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
- 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。
- 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。
- 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は原則チェックリストに添付してください。
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
- 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
- ※担当者確認欄は、申請側の担当者が必要に応じて確認したうえで記名してください。
- 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

様式 3-2 安全対策チェックリスト<個人用>

※ 用紙の大きさはA4とする

様式 3-2

○ 安全対策チェックリスト < 個人用 >

※◆は止めさして銃器を使用する場合に記入

	安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄	
		銃器	網・わな	銃器	網・わな
事前	捕獲計画を作成しているか				
	安全確保等を勘案した実施箇所、実施期間になっているか				
	事故・自然災害等が発生した際の連絡体制図が作成されているか				
	けが人の搬送先の確保等は出来ているか				
	安全面や錯誤捕獲に配慮した捕獲方法の検討がされているか ※法定猟法以外又は禁止猟法で捕獲する場合は方法とその理由 (捕獲方法:) (理由:)				
	被害状況に応じた適切な捕獲実施期間の検討がされているか ※狩猟期間を含む11月から翌年2月にやむを得ず実施する場合、期間とその理由 (捕獲期間: 年 月 日～ 年 月 日) (理由:)				
準備	捕獲者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか		◆		◆
	捕獲者の銃の所持許可の用途に"有害鳥獣駆除"が含まれているか		◆		◆
	捕獲者・捕獲依頼者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制:)				
	捕獲者と依頼者で、捕獲計画について打ち合わせを実施しているか (緊急連絡体制、捕獲当日の配置予定、捕獲した個体の処分等)				
	共同捕獲の場合、隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか				
	広報 周辺地域の住民や捕獲区域への立ち入り者に周知、注意喚起しているか (方法:)				
捕獲当日	確認事項 依頼者 原則として捕獲依頼をした機関の職員等が立会い、始業時前の確認を実施しているか (確認事項: 部外者の立入禁止措置、実施区域、時間、人数、指揮命令系統、服装、許可証・腕章、注意事項)				
	確認事項 捕獲者 捕獲前に、注意事項、服装、許可証・腕章、役割分担、健康状態、猟具の点検、猟犬等の確認を行っているか				
捕獲終了後	点検と改善 捕獲終了後、依頼者・捕獲者間で問題確認、猟犬の回収、捕獲物の適切な処理等の確認を行っているか				
	捕獲結果を記録しているか				
	適正な捕獲が実施されたか・苦情等の把握等、捕獲に係る改善点の検討を行っているか				
その他	網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か(槍・銃器・その他())				
* 特記事項 *				※担当者確認欄	

《 留意事項 》

- このチェックリストは、原則鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。
- 実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。なお、止めさして銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
- 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。
- 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は原則チェックリストに添付してください。
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
- 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
- ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで記名してください。
- 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

様式 3-3 安全対策チェックリスト<猟犬を使用する場合>

※ 用紙の大きさはA4とする

様式 3-3

○ 安全対策チェックリスト < 猟犬を使用する場合 >

チェック項目	回答欄
1 猟犬の訓練	
① 経験の浅い猟犬は使用しない	はい いいえ
② 呼び戻しの訓練がなされている	はい いいえ
③ 人に対して攻撃的でない	はい いいえ
2 猟犬の個体識別措置	
① 首輪に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を装着している	はい いいえ
② 首輪に飼い主の氏名及び電話番号等を記している	はい いいえ
③ その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) マイクロチップ、ドッグマーカー ()	はい いいえ
3 猟犬の逸走防止措置	
① 猟犬を放す区域は塀・柵等で囲まれている いいえの場合 放すエリアを下見し、住宅や道路の付近では綱をつけ、飼い主の元から放さないようにする	はい いいえ はい いいえ
② その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください ()	はい いいえ
4 事故防止対策	
① 塀・柵等で囲まれた区域内で放す場合 完全に封鎖し、部外者が中にいない事を確認した後に放す	はい いいえ
② 開放的な場所で放す場合 ※原則として個人には許可しません。 事前に近隣住民や最寄りの警察署等へ内容を周知し、捕獲区域への立入禁止措置（特に子供、飼い犬）を徹底する (周知方法：)	はい いいえ
③ その他実施する対策がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) 当日の広報や人員配置等 ()	はい いいえ
5 万一、逸走してしまった場合の対応	
① 近隣への連絡や猟犬の捜索に必要な人員を用意している	はい いいえ
② 最寄りの警察署や保健所等の連絡先を把握している	はい いいえ
③ 防災無線等、近隣への緊急連絡の方法を決めてある (連絡体制：)	はい いいえ
④ 保険加入等により補償体制の整備がされている（補償体制：)	はい いいえ
* 特記事項 *	

以上、相違ありません。

令和 年 月 日

(所属)

氏名

《 留意事項 》

- このチェックリストは、鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と併せて提出してください。
また、猟犬を使用する当日にも当日の責任者が内容を再確認してください。
- 各項目について、回答欄の「はい」又は「いいえ」に丸をつけてください。
- 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- なお、各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 申請側の担当者は、内容について確認したうえで記名してください。
- 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所（千葉市・市原市は自然保護課）までお問合せ下さい。

様式3-4 安全対策チェックリスト<狩猟免許を持たない農林業者>

※ 用紙の大きさはA4とする
様式3-4

○ 安全対策チェックリスト<狩猟免許を持たない農林業者が申請する場合>

チェック項目	回答欄	提出物
1 申請者 ① 農林業者である	はい いいえ	書面
2 申請区域 ① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可	はい いいえ	書面及び図面
② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある 被害品目・時期を記載() 加害獣種を記載()	はい いいえ	書面又は写真 書面又は写真
③ 被害対策をしている 対策の内容を記載()	はい いいえ	書面又は写真
④ 自己所有地である 借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている	はい いいえ はい いいえ	書面 書面
⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)	はい いいえ	—
3 使用する箱わな ① 小型の箱わなである	はい いいえ	サイズが分かる 図面または写真
② 箱わなの設置基数を記載してください(基)		—
③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している	はい いいえ	現物または写真
4 錯誤捕獲対策 ① 捕獲しようとしている獣を判別できる	はい いいえ	申請時に出題
② 誘因に使用するエサを記載してください()		—
③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている 開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる	はい いいえ はい いいえ	図面または写真
④ 見回りに行けない日はわなを解除する	はい いいえ	—
⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる	はい いいえ	—
5 捕獲後の処置 ① 殺処分の方法を記載してください() ※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO ₂ 殺処分機を推奨します。		
② 死体の処分方法を記載してください() ※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。		
6 その他 ① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する	はい いいえ	—
② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない	はい いいえ	—
③ 許可された頭数以上は捕獲しない	はい いいえ	報告書
④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する	はい いいえ	許可証・腕章
⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる	はい いいえ	報告書
⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる ※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。	はい いいえ	写真

以上、相違ありません。

令和 年 月 日 氏名

様式 3-5 安全対策チェックリスト<法人の従事者追加用>

※ 用紙の大きさはA4とする

様式 3-5

○ 安全対策チェックリスト<法人の従事者追加用>

※ ◆は止めさして銃器を使用する場合に記入

★は補助者として免許非所持者を従事者とする場合に記入

	安全対策項目	チェック欄		
		銃器	網・わな	
事前の準備	従事者の選定基準の明確な基準が設定されているか			
	従事者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか		◆	
	隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか		/	
	補助者を従事者として参加させるに当たって、関係団体との調整はできているか		★	
	補助者を監督する監督者から承認を得ており、指導が徹底されているか		★	
	指揮命令系統図が作成されているか		/	
	指揮命令系統図について従事者全員に周知がなされているか		/	
	自治体・従事者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制:)			
	従事者の指導	従事者を対象とした研修、打合せを実施しているか(指示書の交付、関係法令の遵守、捕獲計画、連絡体制の確認、マナーの徹底、腕章の着用、矢先の確認、脱砲の励行等) (開催日時:)		
		補助者を対象とした研修を実施しているか(関係法令の遵守、猟具の取扱い、鳥獣の判別、役割分担の確認、マナーの徹底等) (開催日時:)		★
従事者は県又は千葉県猟友会が実施する研修(銃猟の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合は、法第18条の5第1項第4号に規定される研修でも可。ただし実射研修を含む場合に限る。)に参加しているか ※麻醉銃の場合は射撃場での練習ができないため不要とする			◆	
その他	網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か(銃・銃器・その他())		/	
* 特記事項 *		※担当者確認欄		

《 留意事項 》

- このチェックリストは、従事者証交付申請時に関係書類と併せて提出してください。
- 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。
なお、止めさして銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
- 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。
- 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は原則チェックリストに添付してください。
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
- 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
- ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで記名してください。
- 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉県・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

様式4 予察台帳

1 加害鳥獣種名	*1種ごとに記載して台帳を作成する。 (複数の鳥獣による複合的な被害についても1種ごとに作成)		
2 被害内容	①被害対象	*農作物の種名(複数の作物にのぼる場合も全て記入)、生活環境被害の内容、生態系への影響の内容。	
	②被害の量	*農林水産部署との相互の情報を一元化したものを添付する。 コピーでもよい。 *生活環境被害や生態系への影響の程度については、できるだけ定量的な表現で記載する。	
	③被害の発生時期	*〇月～〇月	
	④被害の発生地点	*〇〇町〇〇番地(市町村内の被害地点情報を記入) *鳥獣保護区等位置図などの地図をコピーし記入して添付する。	
	備考	*写真を添付するなどして、被害や防除の状況について、気付いた点を可能な限り書きこむようにする。また、現場で気付いた、被害対策の工夫につながる提案などを書き込む。	
3 加害鳥獣の生息状況 *必要に応じて資料を添付する	①分布	*県下では〇〇郡、〇〇郡一円に分布している。	
	②繁殖	*一般的に、〇月～〇月に交尾、〇月頃営巣、〇月～〇月巣立つ。 *この地方では、全体的に1ヶ月程度早い。 *〇〇町〇〇の〇〇緑地に集団営巣地がある。 *〇〇村〇〇の山林にねぐらがある。	
	③その他の基礎生態情報	*行動圏は〇〇平方kmである。 *春から夏にかけて(〇月～〇月)は単独で生活し、秋から冬の間(〇月～〇月)は集団で生活する。	
	④生息数の動向	*分布域が拡大しており、営巣地の確認情報も増えていることから、生息数が増加していると予想される。 *営巣地のあった樹林地が伐採されたので、〇〇地域では出現頻度が減った。	
4 捕獲実績 *捕獲統計グラフを添付	*令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽		

注 1 *は記載例や注意事項(様式ではない)

2 書きこめない場合は、様式の枠を拡大して記入する。あるいは資料等を添付す

る。

様式5 住居集合地域等における麻醉銃獵申請者名簿

※ 用紙の大きさはA4とする

様式5

麻醉銃獵許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等をする鳥獣の 種 類 及 び 数 量	麻醉銃の所持許可証		※人名救助等に従事する 者届出済証明書		備 考
					所持許可番号	交 付 年 月 日	届出済証明書の 番 号	交 付 年 月 日	

備考 1 申請者は住所、氏名等を正確に記載し、必ず記載事項を確認すること。

2 ※については、麻醉銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃獵を実施する場合に記載する。

様式6 鳥獣による被害の防止を目的とする捕獲許可申請に係る調査書

調 査 員	所 属	
	氏 名	(記名押印又は署名)
調 査 年 月 日		
調 査 地		
申 請 者	住 所	
	氏 名	(ほか 名)
被 害 地		
捕獲等しようとする 鳥獣名		
被 害 の 対 象 (農作物名又は種類)		
被害の態様 (状況)		
被 害 の 程 度 (減収量・被害額等)		
禁止猟具を使用する 場合にあってはその 適否又はその意見		
備 考		

注 1 調査員は、原則として鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員その他知事等が指示した者とする。

様式 7 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書の交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様
(地域振興事務所長)

申請者 氏 名
住 所
生年月日
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項第2号の規定による許可証（第9条第8項の規定による従事者証）（第14条の2第9項の規定による従事者証）の交付を受けた者であることを証する証明書の交付を受けたいので、申請します。

許可証（従事者証）の交付年月日	年 月 日
許可証（従事者証）の番号	
許可証（従事者証）の返納日	年 月 日

注 1 申請にあたって不要な文字は抹消すること。
2 交付を受けた許可証等について可能な範囲で記載すること。

様式 8 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書

第 号

許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号の規定による許可証（第 9 条第 8 項の規定による従事者証）（第 14 条の 2 第 9 項の規定による従事者証）の交付を受けた者であることを証明する。

令和 年 月 日

千葉県知事 印
（ 地域振興事務所長）

記

許可証（従事者証）の番号	
（許可証の番号）	
（法人の名称）	
有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
住所	
氏名	
生年月日	
鳥獣等の種類及び数量	
目的	
区域	
方法	

注 交付にあたって、不要な文字、欄は抹消すること

参考様式1 指示書

表面

第 号	交付年月日 年 月 日
捕獲等事業指示書	
法人名 印 法人の代表者氏名	

従事者氏名	に対する指示内容
捕獲期間	
捕獲方法	
捕獲区域	
捕獲鳥獣名及びその割当員数	
捕獲鳥獣の処理方法	

裏面

捕獲等報告欄			
鳥獣名	捕獲数	捕獲区域	処置の概要

注 意 事 項

- 1 捕獲等に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し、適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

参考様式2 従事者台帳

	記載事項	内容	備考
従事者に関する事項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住所		
	氏名		
	職業		
	生年月日		
指示事項	捕獲期間		
	捕獲方法		
	捕獲区域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
捕獲の記録	捕獲鳥獣名及びその員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		

参考 捕獲許可の申請窓口

※ 学術研究の目的の捕獲許可申請は自然保護課で受け付ける

※ 学術研究以外の目的の捕獲許可申請は、捕獲区域を管轄する地域振興事務所（千葉市・市原市は自然保護課）で受け付ける

機関名	電話番号	管轄市町村
自然保護課 （狩猟・保護班）	043-223-2972	千葉市、市原市
葛南地域振興事務所 （地域環境保全課）	047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所 （地域環境保全課）	047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 （地域環境保全課）	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所 （地域環境保全課）	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域振興事務所 （地域環境保全課）	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所 （地域環境保全課）	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町
長生地域振興事務所 （地域環境保全課）	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅地域振興事務所 （地域環境保全課）	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域振興事務所 （地域環境保全課）	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域振興事務所 （地域環境保全課）	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市